

名古屋北部民商ニュース

2018年3月5日(月)発行

No.270

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

決算・申告の不安も、民商でスッキリ!!解決



申告のことなら「民商」
自身の経験から申告のことなら「民商」へと、声をかけている、守山東支部の中水流さんが、2月26日(月)知り合いのYさん 内装工

部にも加入しました。
「資料を基に試算した結果、本人の予想をはるかに超える税額にビックリ!!」したHさん。民商に入会して税金の仕組みを勉強して、商売を伸ばしていこうとのアドバイスに「そうですね」と入会しました。共済会と青年

**「FP見た」と
青年業者が入会**
2月22日(木)、昨年、自分なりに計算し、申告したけど不安で、相談できる所を探していたところ、HPで民商を知ったHさん 25歳・電気工事)が来所しました。
資料を基に試算した結果、本人の予想をはるかに超える税額に「ビックリ!!」したHさん。民商に入会して税金の仕組みを勉強して、商売を伸ばしていこうとのアドバイスに「そうですね」と入会しました。共済会と青年

中小企業法務プラス!ワンポイント

～ 事業の話② パート・アルバイトの社会保険 ～

中小企業でも、パートやアルバイトの従業員が厚生年金・健康保険(社会保険)に加入できるようになったのをご存じですか?法改正によって、2017年4月以降、従業員数が500人以下の会社でも、労使合意があれば、会社単位で社会保険に入れるようになりました!!

加入できる条件は、その労働者について、①週の所定労働時間が20時間以上であること、②月の所定の賃金が8万8000円以上であること、③雇用期間の見込みが1年以上であること、④学生でないこと(定時制や通信はOK)に加えて、⑤従業員数が500人以下の会社の場合には社会保険に加入することについて労使合意がされていること、という5つです。労使合意は、会社に労働組合がなくても、従業員の過半数の同意を得ればOKです。

しかも!!事業者にとっても嬉しいことに、2017年4月から「キャリアアップ助成金」制度が拡充され、短時間労働者に新たに社会保険を適用し、基本給を増額した事業主に対しては、労働者1人当たりなんと最大9万5000円(14%増額した場合。一定規模以上の事業主については7万1250円)の助成が行われます!!詳しくは民商や愛知県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

厚生年金や健康保険は、保険料においても将来の安心という面でも、労働者にとっては大きなメリットです。社会保険に入れるかどうか、求人応募の際のチェックポイントでもあります。助成金制度をぜひご活用ください!

2018年3月 弁護士 矢崎暁子(名古屋北法律事務所)

事)と一緒に来所し、入会しました。
また元会員のIさんが26日(月)夕方、事情があつて民商をやめてしまったけれど、また入会します」と来所しました。
**知り合いの業者を
紹介して下さい**
多くの中小業者は初めて

の申告で、何をどうしたらいいのか?」決算や申告。自分でわかるようになりた!!」など、相談できる場所を探しています。
知り合いの業者に民商を紹介して下さい。
また、商売とくらしの知恵袋となる『全国商工新聞』を読んでもくれる人を増やして下さい。



「3・13 重税反対全国統一行動」

西区集会 (昨年と会場が違います)

日時: 3月13日(火) 午後1時30分~

場所: 西生涯学習センター・視聴覚室

住所: 西区浄心1-1-45 電話: 532-1551



「3・13 重税反対全国統一行動」

北区・守山区集会

日時: 3月13日(火) 午後1時30分 開会

場所: 鳩岡ホール(鳩岡の家・3階)

住所: 北区鳩岡1-1-5 電話: 911-0055

※ 守山区からの「無料送迎バス」は、12:30に守山区役所を出発します。(要予約)

